

【九州エコライフポイント】

電気使用量の削減活動(節電)の参加者を募集します

九州各県と九州の企業、団体が協力して、家庭における地球温暖化防止対策として「九州エコライフポイント事業」を実施しています。

地球温暖化防止対策のため「九州エコライフポイント事業」で節電への取り組みに参加いただける世帯を募集しますので、みなさんの参加をお待ちしています。

■募集世帯 5,000世帯(九州全体)

※応募者多数の場合、締め切られることがあります。

■募集期間 5月1日(休)～6月30日(月)

■取組期間 7月～9月(この期間分の検針票「電気ご使用量のお知らせ」を提出していただきます)

■ポイント 3か月分の検針票提出者にはもれなく全員に500ポイント券を贈呈します

■特典1 前年比で10%未満の削減達成者へ200ポイントを加算、20%未満の削減達成者へ300ポイントを加算。

■特典2 削減達成者の中から抽選で特産品をプレゼントします。

■申込方法 郵便、FAX、Eメール、Webサイトから申し込むことができます。HP <http://www.q-ecolife.com>

■問い合わせ・申し込み先

九州版炭素マイレージ制度推進協議会ポイント運営管理事務局(公益財団法人九州経済調査協会)蒲池、荒木、徳田
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館5F
☎092-721-4905 ㊚092-721-4904
✉info@q-ecolife.com

6月は『児童手当現況届』提出の月です

■問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

児童手当の受給者は、6月に『現況届』の提出が必要です。6月初旬に『現況届』を自宅へ送付しますので、内容を確認し、押印の上、福祉課こども係まで提出してください。



■対象者 6月1日現在で児童手当を受給している人

■提出するもの

- ・児童手当・特例給付 現況届
- ・健康保険証の写し
- ・課税情報の確認に係る同意書(配偶者がいる人)
- ・平成26年度所得証明書
(平成26年1月1日現在の多久市外居住者)

■提出期限 6月30日(月)

期限までに提出できなかった場合でも、受け付けは行いますが、支給が遅れることがあります。期限内の提出をお願いします。

4月1日から年金の制度が一部変更になりました

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課保険年金係 ☎75-2159

年金機能強化法により平成26年4月1日から施行された主な制度改正事項の概要をお知らせします。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。佐賀年金事務所または市民生活課保険年金係へお問い合わせください。

■変更となる内容

【保険料関係】

- 1.国民年金保険料の納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請に係る遡及期間の見直し
- 2.国民年金保険料の2年前納制度の創設
- 3.付加保険料の納付期間の延長
- 4.国民年金保険料免除期間に係る保険料納付の取り扱いの改善

【年金給付関係】

- 1.遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消
- 2.未支給年金の請求権者の範囲を拡大
- 3.老齢基礎年金の支給繰下げに係る支給開始時期の改善
- 4.任意加入中の保険料未納期間を合算対象期間に算入
- 5.障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和
- 6.所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設



ひしのみ子育て支援 ひだまり

第1回プレイ&イベント
～こんにちはひろば～

今年もひだまりのプレイ&イベントを開催します。身近な素材や廃材で作ったおもちゃを中心に、親子で楽しめるあそびのコーナーを準備しました。ぜひお出かけください。

期 日 6月21日(土) 10時～11時30分
場 所 ひしのみ幼稚園・保育園 ホール
駐 車 場 園庭
予定内容

- 赤ちゃんコーナー
- 空き箱あそびコーナー
- 絵本コーナー
- 魚釣りコーナー
- 手作り乗り物コーナー
- 玉ころがし、玉入れコーナー
- おやつ試食
- ※参加費は無料です

■問い合わせ ひしのみ幼稚園・保育園

☎75-2706

